

定 款

2025年12月1日作成

一般社団法人 SparkLink Japan コンソーシアム

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 SparkLink Japan コンソーシアムと称し、英文では、SparkLink Japan Consortium) (略称：S L J C) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 この法人は、国際 SparkLink 短距離無線通信連盟 (International SparkLink Wireless Short-Range Communication Alliance。以下「iSLA」という。) によって策定・公表される標準規格である SparkLink の日本国内又は日本国外の地域での普及・立上げと管理、運営を目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) iSLA の SparkLink 規格又は仕様の策定と標準化の推進
 - (2) 前項に係る規格の日本国内での保全、管理及び試験と認証、商標、認定の管理、運営及び認証試験、認定の管理、運営又は仕様書の日本語版の作成、維持、管理
 - (3) iSLA の SparkLink 規格の日本国内企業への IP ライセンス供与
 - (4) iSLA の SparkLink 技術の日本国内での普及、立上げとビジネス機会の創出
 - (5) iSLA の SparkLink 技術搭載の製品開発支援、創出された技術の管理
 - (6) 会員企業間のビジネスマッチング、プロモーション
 - (7) 会員企業向け技術教育とコンサルティングサービス
 - (8) 国内外関連機関との交流及び協力と普及啓発
 - (9) 前各号に掲げる項目のほか、本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、iSLA と協力して国内及び海外において行うものとする。
- 3 第1項に定める事業は、国際短距離無線通信連盟(iSLA)との協力協定により授権された範囲内で実施されるものとする。
- 4 この法人は技術的な法人であり、いかなる国家又は地域政府に関連する政治的活動にも関与しない。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 この法人は、次の4種の会員を置き、代表会員及びリード会員をもって、一般社団及び一般財団

法人法（以下「一般法人法」という。）上の社員とする（以下代表会員及びリード会員を併せ、「社員」と総称する。）。

- (1) 代表会員 設立時社員であった個人または法人、および代表会員全員の賛成によって、設立後に代表会員となることが理事会において承認された会員
 - (2) リード会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人で、一般法人法に規定する社員総会決議事項の決議に参加する権限を有し、この法人の運営を行う会員
 - (3) 一般会員 この法人の事業を支援するため入会した個人又は法人で、一般法人法に規定する社員総会決議事項の決議に参加する権限を有しない会員
 - (4) 賛助会員 前号に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力するために入会した大学、研究機関、官庁、自治体および業界団体で、一般法人法に規定する社員総会決議事項の決議に参加する権限を有しない会員
- 2 その他この法人の会員種別及び必要な事項は、理事会において定める会員規程（以下「会員規程」という。）による。
- 3 この法人におけるすべての会員活動は、国際法及び関連国の法令を遵守しなければならない。

（会員の特典）

第6条 代表会員、リード会員及び一般会員は、次の特典を享受できる。賛助会員は、この法人が必要とする場合に応じて、理事会の承認を得た上で、この特典を享受できる。

- (1) 開発プラットフォームの提供をうけることができる（但し、当該開発プラットフォームのノウハウその他知的財産権は、当該開発プラットフォームの提供者に帰属するものとする。）。
- (2) この法人が企画・運営する各種イベント及び研修プログラムに参加することができる。
- (3) ワーキンググループ活動に参加することができる。
- (4) ワーキンググループで発生した成果物を利用することができる。

（入会）

第7条 リード会員として入会しようとする個人又は法人又は行政機関若しくは各種団体等（以下、総称して「法人等」という。）は、理事会が別に定める入会申込書等により入会の申込みを行うものとする。

- 2 前項の申込みがあった場合、リード会員の入会は、代表会員全員の賛成と会員規程の要件を充足しているか否かを確認した上で理事会において、その可否を決定し、入会を申し込んだ個人又は法人等に通知するものとする。
- 3 一般会員、賛助会員として入会しようとする個人又は法人等は、理事会が別に定める入会申込書等により、入会の申込みを行うものとする。
- 4 一般会員、賛助会員の入会は、理事会において、その可否を決定する。当該決定の結果を、入会を申し込んだ個人又は法人等に通知するものとする。

（入会金及び会費）

第8条 代表会員及びリード会員は、会員規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払

わなければならない。ただし、理事会の決議により相当額を増額又は減免することができる。

- 2 一般会員は、会員規程に基づき会費等を支払わなければならない。ただし、理事会の決議により相当額を増額又は減免することができる。
- 3 賛助会員は会費を無料とする。
- 4 前三項の会費等についてはその全額をこの法人の活動に必要な経費に充てるものとする。

(会員の義務)

第9条 会員は、この定款、この法人が定める会員規程その他の規程その他この法人が定める事項を遵守しなければならない。

- 2 会員は、この法人に対し、理事会が別途定める事項を登録しなければならない。なお、当該登録内容に変更が生じた場合には、速やかに、理事会が定める変更手続により、登録の変更を行うものとする。

(資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当した場合には、これに該当した時をもって、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 法人等が解散したとき。
- (3) 個人が死亡したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退会)

第11条 各会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、この法人を任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、その者を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の事業を妨げ又は妨げようとしたとき
- (2) 1年間以上会費等を滞納したとき
- (3) この法人の信用を失わせるような行為をしたとき
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をしたとき
- (5) 公序良俗に反する行為をしたとき
- (6) 法人等である会員の役員若しくはその経営に関与する者又は個人である会員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であったとき

- (7) 法人等である会員の役員若しくはその経営に関与する者又は個人である会員が、反社会的勢力に利益若しくは便宜を供与し、又は反社会的勢力との間で社会的に非難される関係にあったとき
 - (8) この法人の定款又は規程に違反したとき。
 - (9) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき（本連盟の名義で政治的発言を行うことを含むが、これに限られない。）
 - (10) その他の除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その者に対し、その旨を通知しなければ、これをもってその者に対抗することができないものとする。

（資格喪失に伴う権利及び義務）

- 第13条 各会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、別段の定めがある場合を除き、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 この法人は、各会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

（構 成）

- 第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（権 限）

- 第15条 社員総会は、次の事項を決議する。
- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員の報酬等の額又はその支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び計算書類の承認
 - (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

- 2 前項にかかわらず、第16条第3項第2号の請求に基づき招集され社員総会においては、同号の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。
- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
 - 4 前項第2号の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招 集)

- 第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
 - 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は社員の承諾を得て電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。
 - 4 すべての社員の同意がある場合には、総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法により、議決権を使用することできることとするときを除き、招集手続を経ることなく社員総会を開催することができる。

(議 長)

- 第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に欠員又は事故があるときは、理事会において予め定めた順序に従い、他の理事が議長となる。

(定足数)

- 第19条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

- 第20条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総社員の過半数が出席し、出席した総社員の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

- 第 21 条 社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出又は提供することにより、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前二条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
 - 3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第 22 条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 23 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(社員総会運営規程)

- 第 24 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める社員総会運営規程による。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(役員)

- 第 25 条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3 名以上 20 名以内とする。
 - (2) 監事 2 名以内とする。
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち、1 名又は複数名を一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

(選任等)

- 第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
 - 3 理事会は、その決議によって、第 2 項に従って選定された業務執行理事の中から、副会長、専務理事及び常務理事を選定することができる。
 - 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

- 第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を遂行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 5 常務理事は、業務を分担して執行する。また、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 6 会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事の権限は、理事会が別に定める理事会運営規程による。
 - 7 会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第 28 条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告を監査すること。
 - (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、自ら理事会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは

定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第25条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 役員には、その職務執行の対価として、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額の報酬を支給することができる。

- 2 役員には、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従ってその職務を行うために要する費用（交通費、通勤費、旅費（日当、宿泊料及び移転料を含む。）及び手数料等の経費）の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前二項の取扱いについては、理事会運営規程によるものとする。

(責任の一部免除又は責任限定契約)

- 第33条 この法人は、一般法人法第114条第1項及びこの定款に従って、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
- 2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でない者に限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第2節 理事会

(設置)

- 第34条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第35条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規程の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるものほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職、並びに副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(種類及び開催)

- 第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、三ヵ月ごとに毎事業年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 28 条第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第 3 項第 3 号による場合は、招集の請求をした理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、招集の請求をした監事が、それぞれ、理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があつた日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 38 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に欠員又は事故があるときは、理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(定足数)

第 39 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 40 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(理事会運営規程)

第44条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定めることができる理事会運営規程による。

第5章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第45条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 この法人は、法令の定めるところにより、計算書類等を事務所に備え置くとともに、貸借対照表を

公告するものとする。

(剩余金の分配の禁止)

第49条 この法人は剩余金の分配は行わない。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認可、許可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
- (6) 監査報告書
- (7) その他法令で定める帳簿及び書類

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第52条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第53条 この法人は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、又はその他の法令に定める事由により、解散することができる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第7章 委員会

(設置等)

第 55 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、第 9 章に定める運営委員会に加え、他の委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 56 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

第 9 章 運営委員会等

(運営委員会)

第 57 条 この法人に運営委員会を設置する。

2 運営委員会は主に以下の事項を執行する。

(1) コンソーシアム全体の運営方針を作成し理事会へ提案、承認を受ける。

(2) 事業計画を作成し理事会へ提案、承認を受ける。

(3) 各ワーキンググループ及び S I G (以下、個別に又は総称して「WIG/SIG」という。) に共通する運営方針、成果物のレベル合わせ。

(4) 各 WIG/SIG の活動状況の把握と理事会への報告

(5) 会計報告の作成と理事会への報告、承認を受ける。

(6) その他コンソーシアムの運営方針に関する事項

3 運営委員会は、各 WIG/SIG の幹事会社及びこの法人の会員から選出し、理事会で承認を受ける。

4 運営委員長は、運営委員間でその候補者を協議・選出し、理事会で承認を受け、会長が委嘱する。

5 監事は、必要があると認めるときは、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

6 前各項のほか、コンソーシアムの運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(ワーキンググループ／S I G)

第 58 条 この法人に、事業現場の課題解決に向けた、具体的な議論・活動のために WIG/SIG を設置することができる。

2 WG/SIG は、代表会員、リード会員及び一般会員で構成される。

3 合計 2 名以上の代表会員、リード会員及び一般会員は、WG/SIG の設置の提案をすることができる。

かかる提案は、事務局への申請により行うものとし、申請された WG/SIG の設置は、理事会の承認に

より行う。

- 4 WG/SIG の幹事は、理事会により選定され、解職されるものとする。WG/SIG のリーダーは、WG/SIG を構成する会員である法人の中から当該会員間の互選により 1 名以上選出されるものとする。
- 5 WG/SIG は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は協議し、目的に沿った事業を推進する。
- 6 WG/SIG は、構成する会員より、個別に運営費を徴収して運営することができる。
- 7 WG/SIG は、この法人が設ける活動報告会にて、半期に 1 回、開示可能な範囲で、WG/SIG の活動結果を報告する。
- 8 WG/SIG を構成する会員は、当該 WG/SIG 内のほかの会員との間で、必要な規約を作成し、秘密保持契約を作成・締結できる。
- 9 WG/SIG を構成する会員は、公開される成果以外のノウハウなどを活用できる。
- 10 各項のほか、WG/SIG の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(オブザーバ)

- 第 59 条 WG/SIG は、オブザーバとして必要と認めた大学、公的な機関、団体・個人の協力を求めることができるものとする。
- 2 オブザーバは、WG/SIG リーダーの申請に基づき、事務局長の事前承認を得て決定されるものとする。

(委任)

- 第 60 条 この定款に定めるもののほか、WG/SIG の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第 61 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

- 第 62 条 この法人は、法令に従い、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 その他

(機密情報)

- 第 63 条 本規約において機密情報とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 他の会員又は事務局から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子的に提供された技術上、営業、そのた業務上の情報であって、開示者が「会員外秘」の表示を示す事により、特に機密である旨を明示した情報

(2) 他の会員又は事務局から口頭で開示された情報であって開示の時点で機密である旨が指定されかつ開示後 14 日以内に「会員外秘」の表示を付すことにより機密である旨を書面で通知された情報

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、会員秘密情報に該当しないものとする。

(1) 既に公知のもの又は受領者の責によらず公知となった情報

(2) 受領者が既に保有している情報

(3) 受領者が守秘義務を負うことがなく第三者から正当に入手した情報

(4) 受領者が会員秘密情報によらずに独自に開発又は知りえた情報

(5) 開示者がかかる守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報

(守秘義務)

第 64 条 会員は会員機密情報を保持するものとし、善良な管理者の注意をもって管理する。

2 個人情報等はこの法人の事業目的以外の目的で使用しない。

3 本条以外の取り決めが必要な機密事項は当事者間で協議する。

4 本条の義務はこの法人の会員としての活動終了後又は退会後も 3 年間は有効とする。

(権利の帰属)

第 65 条 この法人の活動を通じて得られた、発明、考案、意匠、著作の創作等（以下「発明等」という。）、産業財産権等の知的財産権に関する権利は、その発明者若しくは発明者の帰属する会員に帰属する。

2 複数の会員が発明等の創出を行った場合の権利の帰属の詳細な取り扱いについては、当事者間において個別に協議し決定する。

第 12 章 公告の方法

(公 告)

第 66 条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 13 章 附則

(最初の事業年度)

第 67 条 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員)

第 68 条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 愛知県尾張旭市城前町四丁目 1 番地 11

設立時社員 近藤 康弘

住所 神奈川県横浜市旭区若葉台一丁目 11 番 904 号

設立時社員 斎藤 昇三

住所 東京都江東区木場 5 丁目 11 番 11-501 号

設立時社員 上竜 剣

(法令の準拠)

第 69 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 SparkLink Japan コンソーシアムの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

2025 年 12 月 1 日

設立時社員 近藤 康弘

設立時社員 斎藤 昇三

設立時社員 上竜 剑